

中共政権の成立と中国同郷団体の改造・解体

—上海の公所・会館の事例を中心に—

かわ はら かつ ひこ
川 原 勝 彦

はじめに

- I 上海市人民政府成立後の会館・公所の財政状況
 - II 「上海市公所・会館・山荘連合会」
 - III 上海の公所・会館・山荘の社会主義改造・解体の背景
- おわりに

はじめに

明代以降、中国では国内商業の発展を背景として、富裕な同郷商人を中心とした同郷団体が全国的に設立されるようになるが、こうした同郷団体は会館や公所等と呼ばれた。また、辛亥革命以後になると、新たに同郷出身者であれば会員になれる同郷会が盛んに設立されるようになった。一般的に言って、これらの中国の同郷団体は、地方から北京・上海等の都市部に移住してきた人々により出身地域別に設立されるギルド的互助組織であり、19世紀後半から20世紀前半に至っても移民都市の社会経済秩序の維持に大きな役割を果たしていた^(注1)。

しかしながら、1949年の中華人民共和国成立後（建国後）、中国の同郷団体は中国共産党中央による中国社会主義改造（1953～1956年）により改造・解体され、中国の社会からその姿を消した。先行研究が明らかにするところによれば^(注2)、同郷団体は中国ギルドの一形態であり、

近代中国の社会経済の発展に重要な位置をしめる存在であった。そうした意味から、その消滅の歴史的過程は本来、中国ギルド研究において重要な一環を構成するものである。しかしながら、1949年の建国後から1956年の解体に至るまでの約7年間の同郷団体の実態に関しては、これまでほとんど説明がなされてこなかった。

中国ギルドの改造・解体に関する研究が進まなかった事情は様々である。日本の場合、まず、中国ギルド研究者の中国ギルドに対する認識の問題が挙げられる。中国ギルド研究の大家として知られる仁井田陸氏、今堀誠二氏の両氏の場合、1940年代に行った北京や内モンゴルでの現地調査の結果を踏まえ、中国ギルドは封建的機構・共同体であり、民主主義と近代国家建設の実現により消滅（仁井田）、或は新民主主義革命によって解体（今堀）していくものとして認識されていた点が注目される〔仁井田 1951, 40-43; 今堀 1978, 882〕。しかし、こうした観点に立てば、中共が中国社会主義改造の一環として実施したギルド改造・解体は、それが実施されるのが歴史の必然であり、改造・解体の過程そのものを問題として認識した上で具体的な考察を行うことは難しいであろう。

また、正確な情報・文献の入手が困難となったことも建国後のギルド研究を大きく制約した。

やはり中国ギルド研究で知られた根岸信氏は、仁井田・今堀両氏と異なり、ギルドが民主的国家建設に貢献するものとの認識に基づき、1950年代初頭において、中共のギルド問題に関する考察を試みている〔根岸 1953, 466-478〕。但し、戦前のような現地調査は不可能であり、また、当時は中共によるギルド政策がようやくその緒に就いたばかりであった。こうした状況では中国情勢の正確な情報を入手することは困難であり、結局のところ、同氏は「之（ギルドの命運―筆者注）を将来の事実に徴する外なからう」〔根岸 1953, 478〕として、中共のギルド問題については将来の課題とするに留まった。その後、ギルドの改造・解体の問題は、1956年までにギルドが改造・解体され、中国社会から一掃されるに及び、再び取り上げる研究者がいなくなってしまう。こうして、ギルドの改造・解体の実態は解明されることなく、そのまま研究史上の空白と化すこととなった。

しかし近年、中国ギルド研究の空白を埋めることを可能とさせる大きな転機が訪れた。1990年代後半に上海市檔案館所蔵のギルド檔案史料が内外の一般研究者にはじめて公開され、それにより建国後に実施されたギルドの改造・解体について1次史料を用いて研究する道が開かれたのがそれである。檔案史料の公開は画期的なことであり、既に内外の研究機関・研究者により、檔案を活用した新たな成果が出されている。例えば、抗日戦争後から中華人民共和国成立に至るまでの一時期（1945～1949年）における同郷団体の研究については、既に幾つかの成果が出てきている^{〔注3〕}。

しかし、その後も依然として建国後のギルドの改造・解体問題を本格的に考察した研究成果

は殆ど出ていない。特に中国国内の研究者の場合、ギルドの改造・解体を実行した現政権に対する政治的配慮から、この問題に具体的に触れるのは研究者の間でタブー視されてきたという状況が今日でも続いている。したがって、この問題に関する本格的な研究成果は極めて少ない^{〔注4〕}。また、日本の上海占領統治期（1937～1945年）における同郷団体についても、これまでほとんど具体的研究がなされていない状況にある。研究が進まなかった理由として、まず、占領統治期の場合、国民党中央（重慶政府）が同郷団体に対し、抗日戦争の一環として会務を停止するよう指示していたため、同郷団体の活動が停止或いは地下活動化し^{〔注5〕}、研究の材料となる文献記録がほとんど残されていないことが挙げられる^{〔注6〕}。

こうした状況の中、同郷団体研究の専著ではないが、近年公刊された小浜正子（2000）は、中華民国期に設立された同郷団体を含む社会団体全般の社会主義改造・解体に言及しており、注目すべき成果である。とりわけ、同書では近代上海における都市秩序の形成を社団ネットワークの観点から明らかにし、そこに近代上海における独自の「公共性」のあり方を提示してみせた功績は大きい。また、そうした「公共性」が建国後に崩壊していく過程についても、上海市人民政府の一元的支配体制の成立と関連づけて具体的に述べられており、本稿を執筆するにあたり、筆者も同書から大きな啓発を受けた〔小浜 2000, 322-323〕。

以上、これまでの同郷団体の研究について述べてきた。従来の研究成果を振りかえって言うことは、基礎史料がほとんど残されていない占領統治期を除けば、今後解明が急がれる研究

領域は、1945年以降の同郷団体の歴史、とりわけ1949年以後の同郷団体の改造・解体に関する歴史であるということである。本稿が1949年以降の同郷団体を考察の対象としているのも、こうした理由からであり、中国の同郷団体研究に新たな一石を投じるものである。なお、筆者は既に戦後から建国直後に至るまでの上海における山東同郷団体に関する論考を発表しているが〔川原 2003, 38-53〕、そこでは個別の同郷団体の事例が考察の中心であり、必ずしも当時の同郷団体の全体像を明らかにすることが出来なかった。したがって、本稿では当時の同郷団体の置かれた全体的状況を具体的に跡付けることに力を注いだ。

本稿の各節において具体的に考察する内容は、凡そ以下の通りである。まず、Ⅰ節の前半では、上海市人民政府成立後の公所・会館の全般的財政状態について関連档案を用いて分析し、後半では個別事例として四明公所の財政問題を検討する。Ⅱ節では、建国後の上海市人民政府の同郷団体管理組織である「上海市公所・会館・山莊連合会」を考察する。Ⅲ節では、建国後、公所・会館と上海市人民政府の関係に大きな影響を与えた朝鮮戦争、三反運動、公衆衛生行政の問題を取り上げる。おわりにでは、本稿で論じた問題について総括する。

I 上海市人民政府成立後の会館・公所の財政状況

租界時期及び国民党政権による支配時期においては、上海の同郷団体を含めた慈善事業団体の不動産資産及び各種慈善・社会福祉事業に対する課税は、その公益的性格が考慮され、原則

的に免税・減免されるか、若しくは極めて少ない負担額であった^(注7)。上海の同郷団体はこうした税制面からの優遇措置を受けることによって、組織を維持し発展を遂げることが出来たのである。しかしながら、この後みるように、建国後には、こうしたかつての優遇措置は受けられなくなる。それが同郷団体の活動に大きな影響を及ぼしていったことは言うまでもない。こうした意味において、建国後の同郷団体の解体過程を理解するためには、上海市人民政府の同郷団体に対する税制の実態について分析する必要が出てくる。以下ではこの点について述べていきたい。

上海市人民政府が1950年に実施した調査には、上海の同郷団体の主要な収入財源が、役員（董事）の寄付と会員からの会費収入のほか、独自に所有する不動産資産（墓地、貸家等）等から得られる収益であり、そうした収益によって会務運営や各種社会事業経営（柩の一時保管、学校、病院）に係る費用を賄っていたことが記録されている^(注8)。

しかし、建国後間もなくしてそうした状況は一変していく。まず、内戦後の経済不振の影響を被り会費や寄附金収入の獲得が困難となっただけでなく、家賃滞納等により不動産資産からの収益確保も困難な状況となった。さらに同郷団体全体の財政状況が非常に逼迫した状態となる中で、上海市人民政府は同郷団体の所有する不動産資産に対し多額の税金を課し、多数の同郷団体の財政基盤がそれによって一挙に崩壊していった。それは1950年の時点で81団体存在していた公所・会館が、翌年1951年末になると半数の41団体に激減した事実に明瞭に示される^(注9)。表1は当時の公所・会館の全体的経済

表1 建国後の会館・公所・山荘の経済状況（1950年7・8月）

名称	経済状況
1 洞庭東山会館	同郷人の財力が以前より落ちているため、募金は容易ではない。このため財政状態もひどく悪化しており、各種の慈善事業も次第に停止させる方向に改める。この他、1950年上半期の地産税については納めることが出来ない（Q118-1-6「上海市公所会館山荘連合会概況表」、以後「概況」と略す）。長期の抗戦の影響で資力が衰え、既に公益に従事する余力がない。寄付も殆ど途絶えており、旧来の各種慈善事業は暫く停止しなければならない。1950年上半期地産税2千8百万元は支払いが出来ない（上档 Q118-1-798「上海市公所会館山荘概況調査表」、以後「調査」と略す）。
2 江陰会館	同郷人の大多数が経済困難であり、暫く募金は困難である（「調査」）。
3 江淮会館	毎月寄附収益だけで、職員への給与及び修理費用の支出には収入が不足している（「調査」）。
4 四明公所	寄付は殆どなく、不動産収入及び寄附収入では支出の一部しか補えない。各種納税にも不足し、各事業については拡大が非常に困難である（「調査」）。本公所は本市の商業情勢が好転するのを待っている。各界からの寄附金は取るに足らず、事業は日増しに困難な状況となっている（「概況」）。
5 楊州七縣公所	解放後、収入が激減、寄付も望むことが出来ない。また、政府への税金は支払うことが無理であり、既に財政当局に免除、或は減免を申請している。財政が枯渇し、職員は生活維持が出来ない（「概況」）。最近、寄付財源が少なくなり、各種福利事業は行えない。また、各種税金は期日に収めることができない（「調査」）。
6 錫金公所	目下、財政状況は大いに収入不足となり大困難である。政府が税金を軽減し、工商業界が回復してから寄付を募れば、順調に困難を解決出来る（「調査」）。
7 広肇公所	地産税額が莫大な数字のため、財政は収入不足（「概況」）。
8 燕平会館	工商業界が低迷したため、会費及び寄付収入が減少。救済事業の実施はできない（「調査」）。
9 山東会館	経費困難により収支不均衡。昨年下半年地産税（滞納分を除く）5千850万余りは納付できない（「概況」）。収入不足のため、家屋・地産税は負担することができない（「調査」）。
10 潮州会館	経常支出は全て地代収入による。今後は本館及び山荘・医院等経常業務の維持に努めるのみ（「調査」）。地代を減額するものや、支払わないものがあり、今後は経費財源の目当てがない（「概況」）。
11 興安会館	目下、各同郷人の営業は落ち込み休業し、帰省者も多い（「調査」）。
12 通知崇海五縣会館	各種の税金は納めることが出来ない。職員の生活も維持できない（「調査」）。
13 潮惠山荘	職員の生活の維持に努力する以外、その他地産税等の納付は不可能である。艱難実に多し（「調査」）。難民に全て占拠され、損失が非常に大きい（「概況」）。
14 金庭会館	本年上半期地産税760万元は収入不足と金額が多すぎるため、今の段階では納めることが出来ない。既に減免申請を行い、指示を待っているところである（「概況」）。
15 京江公所	家屋家賃収入が家屋・地産税の納入に不足している。政府が慈善団体に対し、地価税を免除することを強く望む（「調査」）。
16 湖北会館	固定収入がないため各種の税金を支払うことができない（「調査」）。
17 江安六邑会館	目下、各理事の営業不振で資力が減少している（「調査」）。
18 浙金積善堂	目下の困難は収入不足で税金支払いの当てがないことである。また、長年滞納となっている寄附費の徴収も困難である（「調査」）。
19 閩僑山荘	寄附補助費収入が微減し、支出の均衡が困難。毎月、以前に蓄えた資金を取り崩さなければならない（「調査」「概況」）。

20	定海善長公所	寄付は殆どなく、不動産収入及び寄附収入では支出の一部しか補えない。各種納税にも不足し、各事業については拡大が非常に困難である（「調査」）。収入は寄付等である。地産税と家屋税の支払いに不足する場合は董事に寄付を募る（「概況」）。
21	3山福寧会馆	現状維持が精一杯、可能な範囲で貧窮な同郷人を助けるのみ（「調査」）。同郷人の多くは失業し生活が困難であるため、援助する能力がない。故に本年度下半期の地産税の目当ては立っておらず、救済事業も行えない（「概況」）。
22	台州公所	1. 募金は容易でない。2. 寄附費用は徴収が困難。3. 家賃滞納が頗る多い。税金の支払いと経費支出には借り入れをしなければならず、業務を展開することは出来ない（「調査」）。
23	浙寧紅帮木業公所	困難は多い。各業界は凋落し、材木業界も落ち込んでいる。募金は困難であり、福利事業を実施することは出来ない（「調査」）。
24	溧水存仁堂公所	本公所の殯舎が5間崩れ落ちたが、寄付が容易でないので修理できない（「調査」）。
25	江揚工業義園公所	解放後、収入不足となり、本年5月から休業している（「調査」）。
26	浙紹公所永錫堂	家賃賃貸収入は激減し、家屋税が膨大な額となっている。目下、商工業は好転しておらず、募金は困難であり、以って収入不足となっている（「調査」）。
27	平江公所	収入不足で各種税金を期日までに納付できない（「調査」）。
28	滬城義濟善会	董事がはなればなれとなり、財政も枯渇しているので国家が徴収する税金は納めることが難しい（「調査」）。
29	浙寧六縣公所	本年上半期に納めるべき地産税額総計人民幣4千60万元、本年春・夏2期分の家屋税総計983万元、以上の税金は現段階では納めることが出来ない。度々当局より催促の通知を受けているが、實際上収めることが出来ない（「調査」）。
30	大埔善堂	関連記録なし。
31	潮州海澄饒会馆	無収入で募金も不可能。政府の本年地価税及び学校経費については会員からの借入れである。目下の困難実に多し（「調査」）。
32	皖北山莊	関連記録なし。
33	徽寧会馆	本区の土地借受人が地代を支払わない。また、貸出ししていない土地が占拠され収益が取れない（「調査」）。
34	泉漳会馆	目下の経済困難で□□(不明)なので、学校と南園(義塚)の経営はともに回復が無理である（「調査」）。
35	豆米扶濟会萃仁堂殯舎	寄附収入で職員の生活費及び税金を支出（「調査」）。
36	閩北延緒山莊	財政方面が非常に厳しい（「調査」）。
37	普善山莊	寄付が減少し、経費が枯渇している（「調査」）。
38	普惠会馆	募金が困難であり、地産税は支払えない（「調査」）。
39	上海絲業会馆	当初は家賃収入から地産税の一部を続けて支払うことで、徐々に困難を克服するつもりであったが、財政局主管科が前期地産税の未払い分と滞納分は必ず併せて支払うこととしているので、支払いが出来ない（「調査」）。
40	広東旅滬順徳会馆	理事の多くが上海を離れ、同郷人も散らばっている。財源は理監事からの寄付であったが、現在多くが上海を離れ、残っている者も経済状態が悪いので、財源は途絶えている（「調査」）。
41	上海浦東公所	本会所は寄付を募ることが出来ない。経費の工面は非常に困難である。現在、各理事が募金式寄付の実施を申請している（「調査」）。
42	上海北長生公所	地代収益が減少したが、地産税は期日に納入しなければならない（「調査」）。

(出所) 上档 Q118-1-6「上海市公所会馆山莊連合会概況表」、上档 Q118-1-798「上海市公所会馆山莊概況調査表」より作成。

表2 建国後四明公所の財政状況（1950年上半期）

（単位：千元）

	業務収入	事業支出	不動産収入	必要最低支出経費	業務上の困難及びその解決法
	(1) 寄柩収入 (2) 棺材販売収入 (3) 送棺代理収入	(1) 棺材費用 (2) 修理費	(1) 家賃収入 (2) 地代収入	(人件費・光熱費など事務維持費)	
期間	2億90111	21120	1億15640	1億65000	本公所は本市の商業情勢が好転するのを待っている。各界からの寄附金は取るに足らず、事業は日増しに困難な状況となっている。
1950年 3～5月	※ 2億06681 24760	40544	81529		
合計	5億21552	61664	1億97169	1億65000	

（出所）上档 Q118-1-6「上海市公所会館山莊連合会会員業務概況調査表（1950年7月作成）」の調査記録をもとに筆者が作成。

（注1）業務収入欄における※印は補填分を除いた実質収入。

（注2）原文の記録にある千元以下の単位については全て4捨5入扱いとした。

表3 建国後四明公所の税負担（1950年上半期）

（単位：千元）

税目	地産税	房税(家屋税)	営業税1950年 (上半期1～5月分)	目下の困難
期間	2億32239	21079	1656	寄付は殆どなく、不動産収入及び寄柩収入では支出の一部しか補えない。各種納税にも不足し、各事業については拡大が非常に困難である。
1950年 3～5月				
合計	2億32239	21079	1656	

（出所）上档 Q118-1-6「上海市公所会館山莊連合会会員業務概況調査表（1950年7月12日作成）」の記入をもとに筆者が作成。

（注）原文の記録にある千元以下の単位については全て4捨5入扱いとした。

状況を示す一覧表である。一目すれば分かるように、上海市当局から課せられた地産税が各公所・会館における共通した財政問題であったことが確認できる。なお、この地産税負担をめぐる公所・会館側の中国共産党中央や上海市人民政府との具体的やり取りの内容については、Ⅱ節で検討するので、ここではこうした事実を確認するだけに留める。以下では上海を代表する同郷団体であった四明公所の収支記録を検討し

ながら、税負担の実態を明らかにしていきたい。

表2及び表3は、上海市人民政府が公所・会館を統括的に管理する組織として、朝鮮戦争勃発の直後の1950年7月に設立した上海市公所・会館・山莊連合会（以後、「市連合会」に略す）が全同郷団体を対象に実施した際の調査記録結果の一部であり、四明公所の財政・税金に係る部分を拾い上げ作成したものである。この両表を相互に照合すれば、当時の税負担額がど

表4 1950年度年間（1～12月）収支状況表

（単位：千元）

収入項目	金額	支出項目	金額
譲材（柩販売）	16億79386	合材加工費	17億49233
現存材料	1億08732	旧存材料	41700
施材会寄付	5773	施材会・施材費用	79573
同・家賃	29636	柩運搬費	31376
同・施材	7750	埋葬費	1791
同・本年度補填	36414	補助費（医院・学校等）	71731
入堂（寄柩）手数料	7億46475	事業経費・地産税	3億71346
礼堂貸出収入	7110	同・家屋税	63127
壽材寄費（柩運送代）	23375	同・修繕費	77181
寄付	30911	同・保険料	5000
不動産収益	4億34974	同・営業税	1805
その他収入	32415	事務費・南廠殯舎経費	1億66709
本年度補填	12564	同・北廠殯舎経費	1億27730
		同・東廠殯舎経費	29833
		同・本部事務所経費	3億37380
収入総計	31億55515	支出総計	31億55515

（出所）上档 Q118-1-5 「四明公所1950年度全年収支状況表」。

表5 1951年度春期（1～3月）収支状況表

（単位：千元）

収入項目	金額	支出項目	金額
施材会家賃	6614	施材会・施材費用	28429
同・還施材金（寄付）	4100	柩加工費用	6億19787
（本期損失額）	17715	柩運搬費用	5548
譲材（柩販売）	6億39113	補助費（医院・学校等）	44657
入堂（寄柩）手数料	1億88370	事業経費・前年地産税不足分納付	12675
礼堂貸出収入	16050	同・前年家屋税不足分納付	15279
寄付	3300	同・家屋修理費用	5240
不動産収入	56056	事務経費・南廠殯舎経費	23796
その他	2508	同・北廠殯舎経費	55684
壽材寄費（柩運送代）	5120	同・東廠殯舎経費	34424
（本期損失額）	6372	同・本部事務所経費	7198
		同・事務所経費	92601
収入総計	9億45318	支出総計	9億45318

（出所）上档 Q118-1-7 「四明公所1951年3月末収支状況表」。

表6 1951年度秋期（7～9月）収支状況表

(単位：千元)

収入項目	金額	支出項目	金額
施材会家賃	4197	施材会・施材費用	18230
同・寄付	3514	柩加工費用	3億85577
(本期損失額)	10519	柩運搬費用	2052
讓材(柩販売)	4億42315	埋葬費用	389
入堂(寄柩)手数料	1億10953	補助費(医院・学校等)	26195
礼堂貸出収入	11300	事業経費・本期家屋税	15732
寄付	27146	同・工商税(寄柩)	8671
不動産収入	83830	同・本年度上半期所得税	68490
その他	5030	同・文教費	6591
壽材寄費(棺運送代)	14940	同・失業者救済金	1374
(本期損失額)	13810	同・家屋修理費	11032
		同・保険費	3000
		事務経費・南廠殯舎経費	46636
		同・北廠殯舎経費	29482
		同・東廠殯舎経費	7852
		同・事務所経費	96271
収入総計	7億27564	支出総計	7億27564

(出所) 上档 Q118-1-7 「四明公所1951年7月至9月収支状況表」。

の程度であったのかを知ることが出来る。まず、表3に示される1950年(3～5月分)の業務総収入額5億21552千元に、不動産収入総額1億97169千元を加算すれば名目上の収入総額7億18721千元が得られる。また、同じく表3より、1950年(3～5月)の税負担の総額2億54973千元(地産税、房税、営業税の合計)が得られるので、名目上の収入総額に対する税負担額の占める割合は、35%余りであったことが分かる。

しかし、実質的な税負担率はこれをさらに上回っていた。先の名目上の収入総額から、事務支出経費(人件費、光熱費等)分の1億6500千元と事業支出経費(修理費・棺材寄贈)分の61664千元を差し引いた実質的な可処分所得額4億92057千元を基準にすれば、税負担率は凡そ52%となる。同公所はこうした厳しい財政状

態の中で、会務運営並びに付属事業である各種医療・教育機関の運営にあたらなければならなかった^(注10)。また、会務や付属事業を維持するため、同公所では「収支を均衡させることから着手することを幾度も検討」^(注11)しており、そうした点からも、税負担の影響の大きさを知らることが出来る。

同公所の財政状況は、その後改善されたのであろうか。同公所が「市連合会」に提出した「1950年度年間四明公所収支状況表」(表4)、「1951年度四明公所収支状況表(春期)」(表5)、及び「1951年度四明公所収支状況表(秋期)」(表6)の各収支記録からそれを知ることが出来る。まず、「1950年度年間四明公所収支状況表」の収支状況(表4)をみると、収入項目に若干の補填が含まれているものの、収支は均衡

状態を維持している。また、名目上の総収入31億55515千元に占める税負担額4億38083千元（地産税・房税〔家屋税〕・営業税の合計）の比率、及びこの名目上の総収入から事業経費5億18464千元（地産・家屋税・修繕費・保険料・営業税の合計）と事務費6億61652千元（三ヶ所の殯舎と本部の諸経費）の双方を差し引いて得られる実質の可処分所得約19億75399千元に対する税負担の比率は、それぞれ13%と22%である。これは、上半期に較べて大幅に低下しており、財政状況が下半期にかなり改善したことを示すものである。

しかし、この改善は長くは続かず、翌年には財政状況は急激に悪化の方向へと転換する。「1951年度春季収支表（1～3月）」（表5）に記載されている関連記録をみると、同公所では既に2校ある四明公済小学校に加えて、さらに小学校と託児所の新設計画が提起されるなど事業の拡大が模索される反面、財政の実態は地産税等の納税分経費が計上されていないにも関わらず、総収入9億45318千元と総支出9億45318千元が既に均衡した状態となっている。次に、「1951年秋期収支表（7～9月）」（表6）についてみると、やはり地産税が計上されていない点が指摘できるほか^{（注12）}、特に主要財源である棺桶販売事業と寄柩事業からの収益をみると、春期分と比べて前者で4割、後者で3割も減少し、その結果として、同年春期と比べて総収入が2割も落ち込んでいることが分かる。

これらの収支表記録を検討した結果から、1951年までの四明公所の財政状態が苛酷な税負担に耐えられるものでなく、実態としては財政が崩壊していたことを指摘できる。四明公所にみられるこうした状況はまた、義荘（墓地）や

家屋といった不動産資産を数多く所有していた同郷団体であればいずれも避けられない深刻な問題であった（前掲表1参照）。

1951年以降の四明公所の収支記録は档案に見当たらないので、その後の財務状況の詳細を知ることは出来ない。しかし、財政状況は一層厳しい内容となっていたことが推測される。なぜならば、建国後の財政悪化の背景には、既にみてきた上海市人民政府による苛酷な徴税政策^{（注13）}や同郷団体側の財源不足といった問題だけでなく、Ⅲ節で考察する朝鮮戦争、三反運動、公衆衛生行政等の同郷団体にとって不利な政治的環境が存在していたからである。上海市人民政府はこうした同郷団体にとって不利な状況を意図的に利用しながら、その改造・解体を図っていった。

四明公所はこうした多方面からの影響を受けた後、最終的には1953年から着手される同郷団体の社会主義改造・解体政策を受け入れ、翌年には接收されている。言うまでもなく、こうした四明公所に示された上海市人民政府による意図的な改造・解体の過程は、他の同郷団体においても共通したものであった。こうした点については、Ⅲ節で具体的に検討することとしたい。

Ⅱ 「上海市公所・会館・山荘連合会」

既に言及したように、1950年6月の朝鮮戦争勃発直後、上海市人民政府により「公所・会館」を統括的に管理する組織として「市連合会」が設立されたが、「公所・会館」の改造・解体問題を検討するためには、次にこの「市連合会」の設立背景や具体的役割を明らかにする必要がある。というのは、主管行政機関である

中国人民救済總會上海分会（以後、「人救分会」に略す）が個別に対応する形で改造・解体が実施された同郷会の場合とことなり^(注14)、「公所・会館」の場合は、この「市連合会」が「人救分会」と「公所・会館」との間に入って、両者のパイプ役を努めると共に、「公所・会館」の改造・解体にも深く関わった組織であるからである。以下、「市連合会」の設立の背景とその役割について述べて行きたい。

「市連合会」の設立の背景として重要なのが、朝鮮戦争が勃発する前の4月19日に北京で開催された「全国救済代表会議」での救済福利事業に関する方針である。この方針には、同郷団体を含む「過去の救済団体」に対して、人民政府の指導の下で改造や停止を行うとする方針が明確に打ち出されている。朝鮮戦争はまさにこうした中央の既定方針が出されて間もなくして勃発したが、それは戦時体制に突入した中国共産党中央の国内における政治的立場を強化させ、上述の既定方針を同郷団体に対して実行する契機となったとすることが出来る。

上海市の場合、こうした中央の「過去の救済団体」に向けられた改造・停止措置を含む方針は即実行に移されていった。上海市民政局及び上海市生産救済委員会は1950年5月11日、先の「全国人民救済代表会議」での中央の方針を受け、同会議に参加した代表者による伝達会議を5月12日に開催する旨、「公所・会館」を含む慈善救済団体に通知し、参加するよう指示を出している^(注15)。これ以降、上海の「公所・会館」は上海市人民政府の行政部門との本格的接触が進展していくこととなるが、少なくとも建国後直後からこの時点までの両者の関係は実に希薄なものであった。そうした意味において、

朝鮮戦争は行政権力が「公所・会館」等の救済団体に浸透を始めた矢先に起こったものであったとすることができる。上海市人民政府は国家の非常事態下にあつて早急に「公所・会館」を統括的に指導・管理する必要性に迫られ、こうした状況下において設立されたのが「市連合会」であった。

次に、「市連合会」の設立の経緯について述べていきたい。1950年6月23日に同会を正式設立するための籌備会（準備委員会）が設置され、同日に第1次籌備会（主席：章顕庭四明公所代表）が広肇公所で開かれたが、召集された各「公所・会館」の代表者等を前に、列席した政府系機関である上海市工商業税民主評議委員会（以後、「工商評議会」と略す）の代表者より、「政府と各団体との連繫強化を図る見地から、関係が疎遠とならないように早急に連合会を組織すべきである」との指示がなされている^(注16)。また、4日後の27日にも第2次籌備会が四明公所で開かれ、「工商評議会」の代表者より、各単位の業務状況を政府が直接調査する旨の指示が出されている^(注17)。

こうした一連の政府系機関からの指示に対して、籌備会側は、「公所・会館」が過去に情勢の違いにより、(1)各自が各部門の慈善事業を実施し、これまで連合会の組織が存在しなかったこと、(2)故にやり方は各自で異なり、統一された方針というものも存在しなかったこと、(3)政府に対しても連繫することが少なく、実施する事業は毎回多くが埋没してはかばかしくなかったこと、等の点を反省し^(注18)、「上海市工商業税民主評議委員会の苑効若同志が座談会（第1次籌備会—筆者）で、過去の各団体は非常に散漫としており、具体的組織が存在しなかつ

た。早急に連合会及び工商業税民主評議の組織機構を設立し、以って各団体と政府との間の隔絶をなくすべきであるとの言葉はまとを得ており、他への責任転嫁は許されない。この座談会において本日参加できなかった各団体には共同して連合会を組織し、章顕庭（省略）等11人を準備委員に推薦することを決定したことを通知する^(注19)との政府方針に協調する姿勢を表明している。

こうして7月4日に「市連合会」は全市の「公所・会館」の連合組織として正式に設立（広肇公所議事ホール内）され^(注20)、設立大会には四明公所、広肇公所等31団体の代表44人が参加、章顕庭（四明公所）が大会臨時主席に選ばれた他、同会の会章草案の検討、執行監査委員の選出、「公所会館山莊連合会工商業税民主評議委員会小組（小グループ）」の会内設置等が決議された^(注21)。以上の設立までの経過をみても、「市連合会」が「公所・会館」と政府系機関との関係を強化するための重要な存在であることが理解できる。

それでは実際の両者の関係はどうであったか。「工商委員会」の代表は設立大会において、「公所会館山莊等が今後とも存続が必要であるかどうかは、社会の客観的条件によるのである。（中略）各单位会員は一部において収益的性格を有しており、納税を行わなければならない。税法上、納税とすべきか免税とすべきかについては、将来中央で決定する」^(注22)との発言を行っている。それは朝鮮戦争後の中国共産党中央の強い政治的立場を誇示したものであるが、建国後の財源枯渇に苦しみ十分な事業活動が困難な状況にあった公所等各慈善団体にとってみれば、それは非常に重いものとして受けとめられ

たはずである。

しかし、公所等慈善団体側も手をこまねいているばかりではなかった。「市連合会」が正式設置される直前の準備期間中の7月3日には、中央政府に対し（1）公所・会館・山莊の慈善事業が殯儀寄柩運葬商業とは性質が全く異なり慈善を目的とするものであること、（2）「公所・会館」の援助財源は久しく止まっており、慈善事業資金の調達はとても納税をする余力がないこと、（3）社会救済事業を行う慈善団体に対する地産税・家屋税を免除する規定があること、等を理由に免税措置の申請を行っている^(注23)。

だが、7月24日に得た中央（財政部稅務總局）からの返答は、「原則的に中央ではかつて営利性のない公益事業の房税に関して、減免にして宜しいとの決定を行ったことがあった。これに依って、凡そ1950年6月30日以前の房税は各地の臨時稅取弁法に照らして執行することを可とし、各団体は個別に当地の稅取機關と協議するものとする。1950年7月1日以後の房税は中央稅取新條例の^(注24)發布を待った後、再度地方稅取機關と協議するものとする。もし免税條例に符合するものがあれば、地方稅務機關を通じて中央の批准を得た後これを処理することが出来る」^(注25)というもので、中央からの免税の保障は結局受けられず、地方稅務當局との協議結果次第ということになった。しかし、その後も「公所・会館」に対しては減免・免税措置が認められることはなく、本稿I節表1に示した如く、「公所・会館」は巨額な地産税等の稅務負担に苦しむこととなった^(注26)。

しかし、このように「公所・会館」が経済的に困難な状況において、「市連合会」の役割そ

のものは、次節において検討する寄樞処理をはじめとして、その他「学資援助」、「難民収容」「救済募金」「棺材提供」等の幅広い救済事業分野において着実に発揮され、政府の主導で各団体を指導・管理するという「市連合会」の目的は概ね達成されていった。「市連合会」は設立から2年後の1952年7月の時点で、会員である公所・会館・山荘の大部分において業務が停頓したため、会員収入によって運営されている自身の業務も停頓する^(注27)。翌年になっても各単位の停頓状態は何ら改善されることはなく、「市連合会」は1953年9月に開かれた執行監督委員会（第29回）において会務停止を決定するに至る^(注28)。

但し、注意しなければならないのは、1953年の時点までには、大半の「公所・会館」では、政府主導による「聯弁」（共同運営）方式による新たな救済福利事業に従事するように改造されるか、業務が停頓している場合には、政府（人救分会）によって財産の接収という形で解体が進んでいたことである^(注29)。政府による「公所・会館」に対する指導・管理を実行する目的で設立された「市連合会」の存在意義は、この時点で実質的に喪失していたのである。

このように、「公所・会館」の改造・解体の過程は、「市連合会」の果たした上述の役割を前提として理解されなければならないものであり、そこには上海市人民政府による明確な意図が存在していたのである。

以上、「市連合会」が設立された背景をみながら、その役割が朝鮮戦争下において、政府の各慈善団体に対する指導・管理を実行させるものであったことのほか、最終的には「公所・会館」の改造・解体を促進させるものであったこ

とを具体的に確認することが出来た。

次節では、さらに「公所・会館」の改造・解体の背景について検討していくこととする。

Ⅲ 上海の公所・会館・山荘の社会主義改造・解体の背景——朝鮮戦争・三反運動・公衆衛生——

1949年に中華人民共和国が成立した当初の中国情勢は、国内が未だ国民党との内戦状態にあり、予断を許さない状況が続いていた。そうした中、翌年に朝鮮戦争（1950年6月）が勃発したことは、中国社会の混乱を更に高めた。当時、共産党の上海における民衆掌握の社会的基盤は未だ磐石であるとは言えず、例えば同郷団体のような有力な社会団体に対する状況把握すらなされていないのが実情であり、こうした旧来の社会団体との関係は脆弱で不安定な状態であった^(注30)。

朝鮮戦争が同郷団体の改造・解体に与えた影響は甚大であった。何よりもまず、それは中共の政治的立場を急進化させ、確固たる政治秩序を早急に社会に確立することを深く認識させた。朝鮮戦争に乗じた社会秩序の混乱や国民党や旧勢力の復活を阻止すべく、中共中央は同年7月22日に、「政務院最高人民法院の鎮圧反革命活動に関する指示」^(注31)を公布、翌年2月21日にも中央人民政府から、「中華人民共和国懲治反革命条例」を公布する等、反革命犯罪に対する法律的根拠を整備していった。

こうした一連の反革命鎮圧の流れを受けて、上海では中共上海市委員会が1950年11月30日に、「鎮圧反革命活動を執行強化する指示」[易慶揺1997, 105]を打ち出したことを皮きりに、大々

的な反革命鎮圧運動を1953年末まで展開していった。1951年4月に中共上海市委員会が設立した「上海市鎮圧反革命行動総指揮部」による反革命鎮圧運動の成果を示した統計によれば、上海の鎮圧運動には、実に全市の軍・警察、党幹部、労働者、学生、農民等3万6000人余りが動員され、9000人余りの逮捕者を出すにいたった[日本国際問題研究所 1969, 105]。

こうして中国社会全体が急進化するようになると、それまで上海市人民政府とは一定の距離感があった公所・会館等の同郷団体ももはや政治と無関係ではありえなくなった。反革命鎮圧運動はただちに公所・会館に波及していった。まず、前節で考察した「市連合会」の秘書を務め、政府に対する減免申請活動の中心者であった嚴敬之（通如崇海啓会館代表）や褚金鵬（錫金公所流動賞器部）が反革命分子として逮捕された^(注32)。また、各同郷団体では「愛国公約」^(注33)に基づいた学習会が1951年から開かれ、同郷団体に対する思想改造教育が実行されるようになる。学習会は、上海の福祉救済事業を指導した中共側機関である、「人救分会」と「市連合会」から、各同郷団体に「新中国の救済福利事業の学習計画」（人救分会印刷発行）^(注34)が配布され学習の重点や進め方の手順について説明された後、「人救分会」や「工会」（労働組合）の指導の下で反革命鎮圧運動と「抗美援朝」（反米援朝）の意義が学習されていたほか、過去の「為同郷服務」（同郷の為に服務する）から「為人民服務」（人民の為に服務する）へとサービス受益層の拡大化が指導された^(注35)。

さらに続けて、1951年11月から中国全土で三反運動^(注36)が展開されるようになる。上海市ではこれに先んじて同郷団体の将来的活動につい

て協議する会議が持たれていた。上海市民政局が10月13日、「本市の善堂・会館・公所・山莊・同郷会等は、過去に社会サービスにおいて一定の役割を果たした。今回、共同して今後の業務について検討する」との内容の書簡^(注37)を「市連合会」に送付し、同月16日には各同郷団体が参加して事業内容を検討する会議を開いたのがそれである。但し、そこで思想改造についての議論があったかどうかは、記録がなく分からない^(注38)。また、ここで見落としてならないのは、本来、政府機関・部門の幹部の汚職防止を目的とする三反運動に同郷団体の成員も含まれたことである^(注39)。これはおそらく、学校や病院等の付帯事業を有する同郷団体の性格が、政府機関に準ずる公的部門と認知されたためであると考えられる。

三反運動では先の「愛国公約」の学習が中断し、代わって「反貪汚（反汚職）・反浪費・反官僚主義」についての学習が行われ、三反運動の内容が「抗美援朝」、国防建設、国家経済建設と密接な関係にあることが指導されていた^(注40)。しかしながら、三反運動で同郷団体にとってより重要であったのは、各個人、特に同郷団体の幹部・指導者層に対する徹底した思想改造が行われた点にあった。それは具体的には「坦白」と呼ばれる告白による自己批判であり、書面での公開化が義務付けられただけに、厳しい自己批判の精神と禁欲的態度が要求された。関連する記録文書^(注41)によれば、同郷団体における「坦白」はまず、1952年2月7～15日までの間に、各単位の責任指導者が率先して書面で行い、その内容を各単位で組織された幾つかの労働者の小グループで検討した後、自己批判が不徹底であると認識された場合は再度「坦白」

が強要された。また、一般労働者の「坦白」については、同月25日まで実施され、翌日26日から違反者の検挙が開始されていった。

この「坦白」の実施は、根岸信氏が指摘するように^(注42)、中共による同郷団体（ギルド）の改造の本質をなす、重要な政策であった。例えば、潮州会館幹部（鄭玉書）が作成した「坦白」記録には、企業側からの夕食の接待を一度受けたことに対して、それがたとえ金額的には些細なレベルであっても思想上において誤りであり、汚職であったと述べられている^(注43)。

反革命鎮圧運動、三反運動とはこのように、朝鮮戦争という国家の命運をかけた非常事態下にあつて、中国共産党中央が直接に団体や個人の生活領域に影響を及ぼし、最終的には中共が目指す政治秩序を社会において作り上げるための運動であったと見て取ることが出来る。したがって、中国共産党中央が目指す政治秩序の建設に役立たない個人や団体は社会から除去されなければならないことになる。

但し、中共の同郷団体に対する「同郷の為に服務する」から「人民の為に服務する」への思想改造は、本来であれば同郷団体側の抵抗を引き起こしかねないものであった。実際、「人救分会」が指導する学習会においては、「抗美援朝」等の政治問題が重点的に取り上げられる一方で、実際の日常工作の上では、「財力に限りがあり、保守的なことに慣れているので、大衆に有利となる事業を展開できない（京江公所）」^(注44)、「生活のために働くとの考えが依然として甚だしく存在している（四明公所）」^(注45)と指摘されるように、思想改造に対する同郷団体側の取り組みは積極的なものではなかった。

それならば、思想改造は中共側の意図に沿っ

て実行されていったと言えるであろうか。もしそうであると言えるのなら、それは当時の公所・会館の財政状況が悪化する中、朝鮮戦争後に発動された反革命鎮圧運動、三反運動によって、中共の政治的権威が高められる一方、同郷団体の政治的立場が劣勢に立たされ、中共に対する発言権を喪失していったことによるものと考えられる。この点については、最後に筆者の考えをまとめて述べさせていただく。

また、同郷団体の改造・解体過程を考察する上で、朝鮮戦争、反革命鎮圧運動、三反運動と共に重要であったのが、上海市人民政府が実施した公衆衛生行政であった。上海市人民政府は同郷団体の保管する多数の寄柩（棺）の存在によって公衆衛生が守れないとして、以下に述べるように、極めて短期の間に強制的に火葬処理によって処理したが、同郷団体にとってそれはまさに自らの死活に関わる問題であった。同郷団体の寄柩処理に関する問題は、日本の占領統治が終了した後、国民党当局によってその処理が検討されていたが、十万余りに上るとされた膨大な寄柩の処理は、多くが粗悪な材質によって作られていたことから悪臭を放ち、また、移転先の公共墓地が不足していたこと等から難航を極め、その処理は後の上海市人民政府に持ち越される形となった^(注46)。

上海市人民政府は1949年に公布した「清除積柩補充弁法」（堆積した棺を除去する補足的法律）に依拠し、寄柩処理を1950年6月までに解決する計画であったが、それは順調には進まなかった。翌1950年7月に「市区積柩補充弁法」（7月19日公布）が新たに施行されたものの^(注47)、翌1951年に至っても、市衛生局が各同郷団体に宛てた通知文には、「本局が昨年7月19日に市

区積柩補充弁法を公布して以来、各丙舎（棺の安置所）には規定で処理しなければならない寄柩数が甚だ多い。このことによって、傍観して処理しないものもまた少なくない^(注48)とあり、寄柩処理が難航していたことが伺える。しかしながら、当局のこの問題に対する姿勢は明確であった。

例えば、同郷団体側が当時、この寄柩処理の期間が短いこと、火葬の習慣が中国において未だに普及していないこと、等を理由に市衛生局に実施期間の延長を求めているのに対し^(注49)、先の通知には、「市区積柩補充弁法」で定めた寄柩処理の最終期限（1951年年6月末）を延期せず、保管期限を過ぎても受け取りがないもの、埋葬していないものについては、市衛生局が代わって処理（火葬）するとまで述べられている^(注50)。

そして、その後の市衛生局の寄柩処理は一転して目覚ましい成果を挙げていく。1951年6月末の最終期限の時点ではまだ5万余りの寄柩が未処理のまま残されていたが、翌年末にはついに寄柩処理問題が基本的に解決する状況に達した^(注51)。この問題の解決を早めた原因には幾つかあるが、1951年11月11日から、虹橋兵舎等3つの正式丙舎と四明公所等4つの臨時丙舎以外での新たな寄柩の収納を禁止し、それによって現有の古い寄柩の火葬処理を一気に進めたことが大きかったと思われる^(注52)。

また、同郷団体が保有している義塚（墓地）を住宅建設用地として再開発していったことも、古い寄柩を義地（墓地）へ埋葬する余地を狭めることとなり、寄柩処理を促進する要因として作用していった。表7は、江寧六縣公所が市郊外に保有していた義塚であるが、市衛生局は住

表7 江寧六縣公所上海市郊外義塚調査表1952年7月

所在地	所有面積（m ² ）	埋葬数
普善路談家橋	660	2,610
大場区新華郷候家閣	180	1,470
大場区新華郷候家宅	60	15

（出所）上档 Q118-6-14「市衛生局通知江寧六縣公所」1952年7月7日。

宅建設用地として再開発することを理由に、これら義地の土地調査を実行し、大場区候家閣に埋葬されている1400体余りの遺骨の再埋葬を行わせている^(注53)。

このようにみえてくると、この寄柩処理問題が解決しはじめた1952年頃において、前節で検討した「市連合会」の各会館・公所の活動が停滞してくる事情が見えてくる。上海市人民政府は各同郷団体がその資力を使い果たすぎりぎりのところで、寄柩処理という所期の目的を達成する成果を取めたと言える。

その後、財政基盤を支える大きな収入源であった柩販売・寄柩等の業務を失った公所・会館は、1953年以降本格的に実施された社会主義改造・解体が完結する1956年まで、自らの財政問題を解決することが出来ず、最終的には全て上海市人民政府によって改造・解体される道を進んだ。1952年以後、選択的な改造が必要な同郷団体として四明公所が選ばれ、重点的な改造が行われる一方、名ばかりで実体がなく、改造に反対するような同郷団体に対しては、上海市人民政府が群集大会を開催して、その活動の停止を命じるようになった^(注54)。

群集大会は、同郷団体の中に上海市人民政府による思想改造に抵抗する動きがあった為になおわざわざ外部で開催されたものとも推察されることから、社会主義改造に何らかの抵抗を行った

同郷団体が存在したことを示すものとも推測され非常に興味深い。残念ながら社会主義改造が始まった1953年以降の档案史料は現在非公開となっており、詳しい実情が掴めない^(注55)。こうした同郷団体にとって極めて厳しい情勢の中、上海を代表する同郷団体であった四明公所は、1953年に社会主義改造が始まると翌年1954年には活動を停止し、施設の一部が公立の老人ホーム、病院、学校として接収されていった^(注56)。

おわりに

以上、本稿において解明されたこととしては以下の4点を挙げるができる。まず第1点は、中国共産党中央による社会主義改造・解体工作が本格的に着手される以前の段階において、公所・会館が財政的に困難な状態に陥ったこと。第2点は、上海市人民政府によって意図された同郷への重い課税が同郷団体の足枷となり、その後の発展の可能性を未然に防いだこと。第3点は、上海市人民政府が、1950年の朝鮮戦争勃発を契機として、「市連合会」を通じた統括的管理体制を敷き、反革命鎮圧運動、三反運動等の大衆の肅清運動にこれらの同郷団体を巻き込み、その全体活動の掌握に成果を収めたこと。第4点は、1952年に寄樞処理問題が解決されたことにより、上海市人民政府側にとって同郷団体の存在意義が喪失し、それが後の社会主義改造・解体過程を一挙に推し進めることになったこと。

このようにみえてくると、建国後の上海における公所・会館の社会主義改造・解体の過程の実態は、それを公所・会館の側に立って考えると、上海市人民政府による解体（接収）を受け入れ

る以外に他に選択の余地がなかったように思われる。また、公所・会館の社会主義改造の過程がそのような結果とならざるを得なかった歴史的背景として、公所・会館が多数の病院・学校等を所有し、上海市の社会公益事業の発展とその公的社会秩序の維持に深く関わっていたことが挙げられる。つまり、それは公所・会館が伝統的に上海の公共性を体現する社会的存在であることを示すものとして、政権樹立後に確固たる政治秩序の建設を目指した中国共産党中央や上海市人民政府の側からみれば、それは国家権力による直接的な社会統治（民衆掌握）を妨げるものであった。上海市人民政府による公所・会館等の同郷団体に対する一連の改造・解体の過程は、こうした公共性の観点から眺めるとき、建国当初の中国で実現した国家による徹底した社会再編の具体的実例としてだけでなく、今日の中国社会の成り立ちを理解する上でも、数々の重要な示唆を含んでいると言える。

(注1) 中国の同郷団体の役割については、根岸信『上海のギルド』（日本評論社、1953年）に詳しい。

(注2) 中国ギルドに関する先行研究には既に多くの優れた成果がある。古典的成果としては、根岸信『中国のギルド』（日本評論社、1953年）、仁井田陞『中国の社会とギルド』（岩波書店、1951年）、今堀誠二『中国封建社会の構造』（日本学術振興会、1978年）、秉狄侯『中国会館史論』（台北、台湾学生書局、1966年）、全漢昇『中国行会制度史』（台北、新生命書局、1944年）等があり、近年の成果としては、郭緒印編『老上海的同郷団体』（上海、文匯報出版社、2003年）、William T. Rowe. *Hankow: Commerce and Society in a Chinese City, 1796-1889*. Stanford: Stanford University, 1984. Bryna Goodman. *Native Place, City, and Nation: Regional Net-*

works and Identities in Shanghai 1853-1937. Berkeley: University of California Press, 1995等がある。

(注3) 例えば、曹峻「寧波旅滬同郷会研究」『上海研究論叢』第11輯(上海社会科学院出版社, 1997年)は、この時期を扱った注目すべき研究である。

(注4) 例外として、馬伊里・劉漢榜主編「3, 建国初期対旧社会団体的接管, 整理与改造」『上海社会団体概覧』(上海, 上海人民出版社, 1993年), 7-11がある。同書では、上海市档案馆所蔵の同郷団体档案を活用して同郷団体の解体過程について言及している。

(注5) 上海占領期には中共による同郷団体工作も実行されていた。中共党員の景德以により山東同郷会内に党支部が設置(1937年11月)されたこと等はその一例である(上海市盧湾区志編纂委員会『盧湾区志』(上海, 上海社会科学院, 1988年, 1066)。また、顧德曼(Bryna Goodman), 「30年代上海同郷会——兼公共領域与市民社会的問題——」『上海研究論叢』第9輯(上海社会科学院出版社, 1993年, 162)も、占領期における中国共産党の同郷団体利用について言及している。なお、戦後の中国共産党の同郷団体工作进行を考察したものとしては、拙稿「中国同郷団体の改造・解体過程(1945-1956年)——山東旅滬同郷団体の事例を中心に——」『アジア研究』第49巻第3号(アジア政経学会, 2003年7月)を参照されたい。

(注6) 上海占領期における同郷団体の活動に触れた文献は少ない。取り敢えず、張承宗「抗戦八年的上海地下闘争」(中国人民政治協商会議上海市委員会文史資料工作委员会『抗日風雲録』上, 上海, 上海人民出版社, 1985年)を参照。

(注7) 例えば、上海市档案馆所蔵档案(以後、上档と略す)Q117-9-25「公部局允准免徵地捐房捐照函」, 公部局(租界の行政当局)から惠旅養病医院宛, 1920年6月12日, 上档Q118-3-1「京江公所概況及計画——一本公所之歳入歳出概況——」1937年度をみると、前者は家屋土地税が免除されており、後者は家屋土地税の負担が歳入全体の6%を占めるに過ぎなかった(歳入1万8千円に対し、家屋土地税が1千2百元)。

(注8) Q118-1-6「上海市公所会館山莊概況表」1950年7月, 同Q118-1-6「上海市公所会館山莊連合会會員業務概況調査表」1950年7月。

(注9) 「本市解放時, 有旧善堂团善堂八十八個, 公所会館山莊八十一個」(上档B168-1-509「救济会1955年工作計画和五年来的工作报告」1955年), 「会館公所山莊四十」(上档B168-1-801「社会团体総目録」1950年12月)。

(注10) 同公所では付属事業の利用者に対し、その負担費用を免除、或は補助していることが記録されており、事業収入や不動産収入から得られた同公所の収益の一部がこうした付属事業の運営費用に充てられていたことが分かる(上档Q118-1-6「上海市公所会館山莊概況表(上海四明公所)」1950年7月28日付)。

(注11) 上档Q118-1-6「上海市公所会館山莊連合会會員業務概況調査表(上海四明公所)」1950年7月12日付記入調査記録。

(注12) 総収入72億7565元, 総支出72億7565元と収支は均衡しているが、地産税が計上されていない(上档Q118-1-7「四明公所1951年秋季(7-9月)収支状況表」)。

(注13) 同郷団体に対する税率は、中共が上海に政権を樹立した後に設立した上海市工商業税民主評議委員会により、5%の営業税, 3%の墓地販売税, 5%の墓地地代税, 5%の各種手續税等が決められた。また、所得税の徴収については、税務局の査定によって決められたほか、免税申請も中央人民政府による認可が必要とされるようになった(上档Q118-1-12「上海市工商業税民主評議委員会函・事由為説明適用税率由」, 公所・会館・山莊連合会宛, 1950年7月22日)。

(注14) 詳しくは、拙稿「中国共産党政権下における同郷団体の解体について——上海市档案馆の未公開史料による分析——」『社会経済史学』第70巻第2号(社会経済史学学会, 2004年7月)を参照。

(注15) 上档Q118-1-1「上海市公所会館山莊連合会籌備会第2次籌備委員會議(1950年6月27日開催)」。

(注16) 「1950年6月各公所会館山莊借座広肇公所举行座談会上海市工商業税民主評議委員会苑効若同志列席指示強化政府与各团体連繫起見應速組織連合会以免隔閡」(上档B168-1-78「公所・会館・山莊調査表(上海市公所会館山莊連合会籌備会)」1950年8月14日記入)。

(注17) 「苑効若(工商業税民主評議委員会一筆者注)同志指示各事項。甲, 各单位須填業務概況調査表

一式三分自存一分留会一分呈工商業税民主評議委員会」(上档 Q118-1-1「上海市公所会館山莊連合会籌備会第2次籌備委員會議(1950年6月27日開催)」)。

(注18) 上档 Q118-1-1「為促進慈善事業響應政府号召組織公所会館山莊連合会請賜派員指導由」, 籌備委員会から上海市民政局宛公函, 1950年6月23日。

(注19) 上档 Q118-1-1「為促進慈善事業響應政府号召組織公所会館山莊連合会請賜派員指導由」1950年6月23日。

(注20) 上档 B168-1-78「公所会館山莊調査表(上海市公所会館山莊連合会籌備会)」1950年8月14日記入。

(注21) 上档 Q118-1-1「上海市公所会館山莊連合会成立大会記録」1950年7月4日。

(注22) 上档 Q118-1-1「上海市公所会館山莊連合会成立大会記録」1950年7月4日。

(注23) 「營利事業所得稅稽徵弁法第2条款載有『經人民政府特准免稅之慈善機關或団体, 營業事業之所得』可以免稅」「1950年上期地產稅弁法第6条第3項關於社会救濟事業本身使用之土地免稅等」「1950年夏季房捐徵取弁法第8条丁項, 對於慈善機關団体亦有減免房捐」「公所会館山莊等捐助来源久已停頓經濟狀態確告枯竭而應弁之各種慈善事業尚難籌措更無餘力繳納各項捐稅」「殯儀寄柩運葬商業与公所会館山莊性質截然不同(略)純以慈善為前提」(上档 Q117-23-2「四明公所等三十餘慈善団体連名公呈」, 中国人民福利救濟總會宛, 1950年7月3日)。なお, この連名書簡は中国福利救濟總會を通じて人民政府に送呈されている(上档 Q117-23-2「四明公所等三十餘慈善団体連名公呈」, 中国人民福利救濟總會宛, 1950年7月3日)。

(注24) 上档 Q118-1-6「上海市公所会館山莊聯合会調査表」(1950年), 同「上海市公所会館山莊聯合会概況表」(1950年)。

(注25) 上档 Q118-1-2「上海市公所会館山莊連合会半年以来工作概要」1951年1月。

(注26) 税額がこのように巨額となった大きな要因の一つに, 滞納した場合に課せられる罰則金の支払い負担が挙げられる。例えば, 房税の場合で, 10日以内税額の1%, 20日以内同5%, 30日以上同2~3倍, 地価税の場合で, 25日以内税額の15%, 40日以上同155%の上, 追徴罰金(税額30%), 地産税の場合で,

30日以内滞納日数に応じて加算, 30日以上政府通達による追徴の上, 罰金若しくは無管理土地として処理された(陸文達主編『上海房地產志』上海, 上海社会科学院出版社, 1999年, 482-486)。

(注27) 「本会因各會員单位本身業務已大部分停頓, 連合会業務作用亦陷於停頓狀態」(上档 Q118-1-21「上海市公所会館山莊連合会第26次執監委員連席会記録」1952年7月21日)。

(注28) 「茲第29次執監連席會議決定結束会務」(上档 Q118-1-21「上海市公所会館山莊連合会第36次會員代表會議(四明公所)」1953年9月25日)。

(注29) 「本会會員单位均已聯弁新的救福事業或部分单位業務停頓由政府接管尚有少数单位亦在整理中」上档 Q118-1-21「上海市公所会館山莊連合会第36次會員代表會議(四明公所)」(1953年9月25日)。

(注30) 公所等旧社団に対する調査を開始したのは朝鮮戦争直後の7月からである(上档 B168-1-797「同郷会社会団体調査表」1950年8月実施, 上档 B168-1-798「公所会館山莊調査表」1950年7・8月実施)。

(注31) 「政務院最高人民法院關於鎮庄反革命活動的指示」『中央人民政府法令彙編(1949-1950)』, 日本国際問題研究所・中国部会編『新中国資料集成』第3卷(日本国際問題研究所, 1969年), 147-148。

(注32) 「本公所付設的流動賞器部少主人 金鵬因反革命案於4月27日夜被逮捕」(上档 Q118-1-7「錫金公所1951年夏季(4-6月)工作總結報告」, 「本会秘書嚴敬之因被控反革命案於4月27日夜被逮捕」(上档 Q118-1-22「上海市公所会館山莊連合会第十八次會員代表臨時擴大會議記録」1951年5月8日)。

(注33) 同公約においては, 朝鮮戦争の戦費を調達する目的で, 全国の市民から戦闘機等の寄付が行われた。また, 毛主席, 中国共産党, 中央人民政府, 中国人民解放軍に対する擁護が提唱された(上档 C48-1-14「上海各界人民共同公約」1951年)。

(注34) 上档 Q118-3-10「上海市公所会館山莊連合会通知」, 各公所会館山莊宛, 1951年2月23日。

(注35) 「由人教会及工会領導認識到抗美援朝保家衛國与嚴力鎮庄反革命是分不開的, 修訂愛國公約將鎮庄反革命中心任務配合在日常工作綱領上, 提高警惕」(上档 Q118-1-7「三山福寧会館1951年春季工作總結」)。

「過去為同郷服務，現廣為人民服務」（上档 Q118-1-7「江寧六縣公所1951年春季工作總結提綱」。同様の記述はこのほか、上档 Q118-1-7「洞庭東山會館・1951年春季・秋季工作總結」，同「潮州會館1951年工作總結」，同「揚州七縣公所1951年春季工作總結提綱」，同「燕平會館1951年春季工作總結提綱」，同「浙寧會館工作總結提綱1951年」，同「京江公所1951年夏季工作總結」，同「錫金公所1951年夏季工作總結報告」，同「浙寧紅幫木業公所1951年秋季工作總結彙報」，同「四明公所1951年春季・秋季工作總結提綱」等においてもみられる。

(注36) 三反運動とは汚職・浪費・官僚主義に反対する運動のことである。黨員や国家公務員が主な肅清の対象とされたが、同郷団体の成員もその対象とされた(上档 Q118-6-10「上海市公所會館山莊聯合會・關於精簡節約，反貪污，反浪費，反官僚主義學習的計畫」1951年末)。

(注37) 上档 Q118-12-5「上海市民政局公函」，廣肇公所宛，1951年10月18日。

(注38) 既に前年1950年4月に北京において「全国人民救済会代表大会」が開催され、同郷団体を含む旧来の救済団体に対する改造方針が打出されていたこと考慮すれば(上档 Q118-12-10「董必武報告——新中国の救済福利事業——」1950年4月29日)，市民政局が同郷団体の改造問題に言及した可能性は高い。

(注39) 同郷団体に対する三反運動の計画内容については、(前掲「關於精簡節約，反貪污，反浪費，反官僚主義學習的計畫」)を参照。また、「自1952年開始，在三反運動的基礎上，(中略)對解放以前遺留下来的，擁有大量房地產而沒有業務且對社会起不良影響的會館公所山莊同郷會等地域性的組織，(中略)分別採取了動員結束和聯合開辦業務的弁法」(上档 B168-1-817「關於社会团体登記和旧社会团体處理工作的意見報告」1956年4月28日)とあり，三反運動が同郷団体の思想改造にとり重要であったことが分かる。

(注40) 前掲「關於精簡節約・反貪污・反浪費・反官僚主義學習的計畫」。

(注41) 上档 Q118-3-7「上海市公所會館山莊連合解緊急通知」，各公所會館山莊宛，1952年2月7日。

(注42) 「中共のギルド改造の方針を見るに，先ずギ

ルド領袖の思想を改造し，然る後ギルド成員に及ぼすとすのである。中共は紳士を掃蕩するが，所謂開明紳士を寛假する。しかし，無条件でなく，過去に有用なりし思想を払拭して，中共に役立つべき思想に改造するを要する。その方法は思想調査，政治學習，思想總結の三関を設け，自家闘争に依り，各関を透過せるものをして，坦白書即自白書を作成せしめ，「民主鑑定」に合格するものを及第とするのである。その本人にとり苦痛なること筆紙の盡す所にあらずと称せられる。(中略)ギルド成員は領主の馬首を見て進退するものだから，中共がギルドを改造せんがため，先ず領主の思想を改造せんことを図るは，能く中国人の習性を解するものと云ふべきだ」(根岸信，前掲『中国のギルド』477)。

(注43) 上档 Q113-5-7「潮州會館坦白書」1952年2月15日。

(注44) 「限於經濟力，習於保守性，未能開展有利大衆工作」(上档 Q118-1-7「京江公所1951年夏季工作總結」)。

(注45) 「為生活而工作的思想，仍嚴重存在着」(上档 Q118-1-7「四明公所1951年秋季工作總結報告」)。

(注46) 「按調査八年以来(日本の占領統治期間を示す。筆者注)推積在市区各处屍柩数達十万以上，處理甚感困難」(上档 Q6-9-951「上海市衛生局宛報告」1946年7月21日)。

(注47) 上档 Q118-6-14「清除積柩補充弁法」，市衛生局より江寧六縣公所宛，1950年7月19日。

(注48) 「查清除市区積寄補充弁法，自經本局於上年7月19日廣告以来，各丙舍遵照規定予以疎散者為數甚多，而因循觀望迄未清除者，亦復不少」(上档 Q118-6-14「上海市人民政府衛生局通知」，各同郷団体宛，1951年6月27日)。

(注49) 本公所以期限短促，且火化習慣在我国尚未普及(中略)請求緩期」(上档 Q118-6-14「催領寄柩通知江寧六縣公所」1951年4月3日)。

(注50) 上档 Q118-6-14「清除市区積寄補充弁法」，市衛生局より江寧六縣公所宛，1950年7月19日。

(注51) 「1951年6月底全市尚有積柩49，482具」(上档 B168-1-510「1950年至1952年上海市清除積柩統計」1954年)。

(注52) 上档 Q118-6-4「上海市人民政府衛生局布

告」1951年11月9日。

(注53) 上档 Q118-6-14「市衛生局通知江寧六縣公所」, 各遺族宛, 1952年7月7日。この他, 環境衛生を改善するとの理由から, 市衛生局は四明公所, 浙紹公所, 揚州七縣公所, 湖北会館, 定海善長公所, 錫金公所, 潮惠山莊等の義塚に対して, やはり同様の処置をしている(『新聞日報』(第4版), 1952年7月5日, 「上海四明公所等連合緊急通知」)。

(注54) 馬伊里・劉漢榜主編「3, 建国初期対旧社会団体的接管, 整理与改造」『上海社会团体概覽』(上海, 上海人民出版社, 1993年, 7-11)。

(注55) 同郷団体における「三反運動」をはじめとする一連の改造工作进行を担当したのが中国人民救済総会上海分会であるが, この部分の档案記録は現在のところ非公開扱いとなっている。将来, この記録が公開されれば同郷団体の解体過程をより具体的に跡付けることが可能になるとと思われる。

(注56) 上档 B168-1-510「上海市公益団体収容残老機構名称及現有残老人数統計」1953年12月。

文献リスト

<日本語文献>

- 今堀誠二 1978. 『中国封建社会の構造』日本学術振興会。
 奥村哲 1999. 『中国の現代史——戦争と社会主義——』青木書店。
 小浜正子 2000. 『近代上海の公共性と国家』研文出版。
 川原勝彦 2003. 「中国同郷団体の改造・解体過程(1945-1956年)——山東旅滬同郷団体の事例を中心に——」『アジア研究』第49巻第3号(7月)38-53。
 —— 2004. 「中共政権下における同郷団体の解体について——上海市档案館の未公開史料による分析——」『社会経済史学』第70巻第2号(7月)69-81。
 高橋幸助・古厩忠夫編 1995. 『上海史——巨大都市の形成と人々の営み——』東方書店。
 仁井田陞 1951. 『中国の社会とギルド』岩波書店。
 —— 1978. 『中国封建社会の構造』日本学術振興会。
 日本国際問題研究所・中国部会編 1969. 『新中国資料集』第3巻 日本国際問題研究所。
 根岸信 1932. 『支那ギルドの研究』斯文書院。

—— 1951. 『上海のギルド』日本評論社。

—— 1953. 『中国のギルド』日本評論新社。

姫田光義ほか編 1982. 『中国近現代史』下巻 東京大学出版社。

<中国語文献>

- 秉狄侯 1966. 『中国会館史論』台北 台湾学生書局。
 曹峻 1997. 「寧波旅滬同郷会研究」『上海研究論叢』第11輯 上海 上海社会科学院出版社。
 顧德曼(Bryna Goodman) 1993. 「30年代上海同郷会——兼公共領域与市民社会の問題——」『上海研究論叢』第9輯 上海 上海社会科学院出版社。
 郭緒印編 2003. 『老上海的同郷団体』上海 文匯出版社。
 全漢昇 1944. 『中国行会制度史』台北 新生命書局。
 上海市盧湾区志編纂委員会 1988. 『盧湾区志』上海 上海社会科学院。
 『新聞日報』1952年7月5日, 「上海四明公所等連合緊急通知」(第4版)。
 張承宗 1985. 「抗戰八年の上海地下闘争」中国人民政治協商会議上海市委員会文史資料工作委員会編『抗日風雲録』上 上海 上海人民出版社。
 中共上海市委統戰部編 1993. 『中国資本主義工商業的社会主义改造』上巻 北京 中共党史出版社。
 (公文書)
 惠旅養病医院, 1920年, Q117-23-2旅滬同郷会档案, 上海市档案館所蔵。
 救済会院(潮州和济医院), 1952年, Q113-5-7救済会院档案, 上海市档案館所蔵。
 上海市工商連合会, 1951年, C48-1-14, 上海市工商連合会档案, 上海市档案館所蔵。
 上海市公所会館山莊連合会, 1950~1953年, Q118上海市公所会館山莊連合会档案, 上海市档案館所蔵。
 上海市人民政府民政局, 1949~1956年, B168上海市人民政府民政局档案, 上海市档案館所蔵。
 上海市政府社会局, 1945~1949年, Q6 旅滬同郷会档案, 上海市档案館所蔵。

<英語文献>

Goodman, Bryna 1955. *Native Place, City, and Nation: Regional Networks and Identities in Shanghai*

1853-1937. Berkeley : University of California Press.

Rowe, William T. 1984. *Hankow: Commerce and Society in a Chinese City, 1796-1889*. Stanford : Stanford University Press.

〔付記〕 本稿が掲載されるに際して、2名のレフェリーの先生方から貴重なご教示を数多く頂いた。この場をお借りし厚く感謝の意を表したい。

(横浜市立大学非常勤講師，2004年3月29日受付，2004年9月14日レフェリーの審査を経て掲載決定)